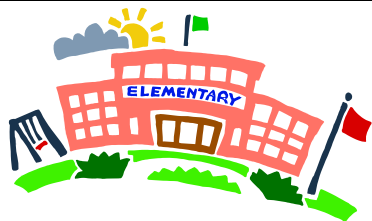


(保護者の皆様へ) 現在援助を受けている方で、引き続き令和6年度も援助を希望する方は申請が必要です。

～ 令和6年度 就学援助について (お知らせ) ～

青森市教育委員会事務局



《問い合わせ先》

- ・青森市立 学校 (TEL)
- ・青森市教育委員会事務局 学務課学務チーム (TEL017-718-1414)
- ・青森市教育委員会事務局 浪岡教育課学務チーム (TEL0172-62-3003)

《就学援助とは》

就学援助は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、市が就学に必要な経費の一部(学用品費など)を援助する制度です。

《対象となる方》

青森市に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者及び青森市外に住所を有し、青森市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の1または2のどちらかに該当する方。

1. 生活保護を受給中である(修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金のみ支給対象)
2. 認定要件(下記の「ア」～「サ」のいずれか)に該当する方(詳細については裏面の申請理由を参照)

ア	生活保護が停止又は廃止になった
イ	市民税が非課税である
ウ	市民税が減免されている
エ	個人の事業税が減免されている
オ	固定資産税が減免・免除されている
カ	国民年金の掛金が減免されている
キ	国民健康保険の保険税が減免又は猶予されている
ク	児童扶養手当の支給を受けている
ケ	生活福祉資金の貸付を受けている
コ	世帯の総収入が少なく経済的に困っている
サ	その他の理由で経済的に困っている

【認定の目安となる世帯の年間総収入額(収入基準額)】

申請理由が「コ」または「サ」の場合は収入審査があり、同一世帯全員分の令和4年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の年間総収入額が収入基準額以下の方が認定となります。

(注1) 下記の表の収入基準額は、あくまでも申請のための目安にしてください。実際の基準額は世帯の人数や年齢によって異なります。年間総収入額が表の収入基準額を超えていても認定となる場合や、収入基準額以下であっても否認認定となる場合があります。

(注2) 申請前に収入基準額の試算は行っておりません。お困りの場合は、まずご申請ください。

世帯員数	世帯構成(年齢は令和6年4月1日時点)	収入基準額(目安)
2人	父または母(40歳)、子(6歳)	約254万円以下
3人	父または母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約309万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約354万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(12歳)、子(6歳)	約371万円以下
5人	父(40歳)、母(40歳)、子(15歳)、子(12歳)、子(6歳)	約433万円以下

※ 年間総収入額には、給与収入や事業所得のほか年金・失業保険・退職金などの収入を全て含みます。

※ 表の金額は、給与収入を想定しています。

※ 単身赴任等で別世帯となっている保護者の収入も含みます。

《就学援助の支給内容》

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
学用品費等	新入学学用品費	体育実技用具費	修学旅行費	校外活動費	通学費	医療費	日本スポーツ振興センター共済掛金
定額	定額(小1、中1年生のみ)	定額(3年に1回支給)	実費額(交通費、宿泊費等)	実費額(交通費等)	公共交通機関利用の定期代	学校より指示があった特定の疾病(結膜炎、中耳炎、う歯など)について、医療券を交付	免除(学校の管理下において適用)

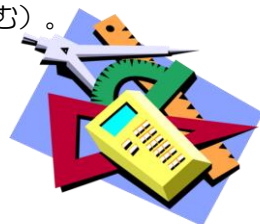
※ ②は、入学前に支給を受けた場合、対象外となります(新入学児童入学準備金を含む)。

※ ③、④、⑤、⑥は支給要件があります。

※ ⑦は、交付される医療券を医療機関に提示することで、無料で受診できます。

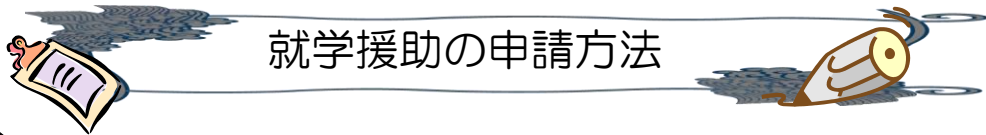
◎注 世帯区分、児童生徒の在籍区分により支給費目が異なります。

- 1 生活保護を受給している世帯・・・④、⑦、⑧を支給
- 2 私立中学校在籍の生徒・・・①、②、③を支給
- 3 区域外就学(青森市外住所で市内公立小・中学校在籍)の児童生徒・・・⑦、⑧を支給
- 4 区域外就学(青森市内住所で市外公立小・中学校在籍)の児童生徒・・・①、②、③、④、⑤を支給



《生活保護を受給されている方について》

現在生活保護を受給しているご家庭は、就学援助の申請は不要ですが、生活保護担当課(生活福祉二課)へ「就学援助等の事務処理についての同意書」の提出が必要となります。(提出済みの場合は不要)



就学援助の申請方法

《申請手続き》

- 申請される方は、下部の「就学援助申請書類の申込書」に氏名等をご記入のうえ、**学校へ提出**してください。
学校から申請に必要な『就学援助費申請書（世帯票）』『口座振込依頼書』『事実申立書』をお渡しします。
 - 『就学援助費申請書（世帯票）』『口座振込依頼書』に必要な事項を記入し、『申請理由を証明する書類（下記の表をご確認ください）』『振込通帳の写し』のほか、特別な事情がある場合は『事実申立書』『申立内容を証明する書類』を添付のうえ、**学校へ提出**してください。
- ※ 認定の可否については教育委員会で決定後、学校からお知らせします。

《添付書類》

申請理由	『申請理由を証明する書類』
ア (令和5年度以降に) 生活保護が停止又は廃止になった	生活保護停止・廃止の年月日が入った書類又はその写し (生活保護担当課で発行する停止・廃止の通知書や生活保護受給証明書)
イ 市民税が非課税である	下記のうちいずれか1通 {世帯における16歳以上の方全員分 (学生を除く)} ① 市・県民税所得課税証明書 (各自治体の証明窓口で発行) ② 市・県民税特別徴収税額の通知書 (勤務されている事務所から交付されます) ③ 市・県民税課税明細書 (市・県民税課税通知書の後部にあります)
ウ 市民税が減免されている	市・県民税減免承認通知書又はその写し
エ 個人の事業税が減免されている	
オ 固定資産税が減免・免除されている	固定資産税額決定 (変更) 通知書又はその写し ※税額の軽減ではありません
カ 国民年金の掛金が減免されている	国民年金保険料免除申請承認通知書又はその写し ※世帯における20歳以上の方全員分 (学生を除く)
キ 国民健康保険の保険税が減免又は猶予されている	(1) 国民健康保険税減免承認通知書又はその写し (減免の場合) ※税額の軽減ではありません (2) 市税徴収猶予申請書 (許可書) 又はその写し (猶予の場合)
ク 児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書 (有効期限が切れていないもの) の写し ※児童手当、特別児童扶養手当ではありません
ケ 生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書又はその写し ※令和5年度以降に貸付を受けた場合に限りです
コ 世帯の総収入額が少なく経済的に困っている	下記のうちいずれか1通 {世帯における16歳以上の方全員分 (学生を除く)} ① 市・県民税所得課税証明書 (各自治体の証明窓口で発行) ② 市・県民税特別徴収税額の通知書 (勤務されている事務所から交付されます) ③ 市・県民税課税明細書 (市・県民税課税通知書の後部にあります) ④ 源泉徴収票の写し
サ その他 (事故・災害・長期入院・失職・新型コロナウイルス感染症の影響による減収等) の理由で経済的に困っている	お困りの特別な事情がある場合は、『事実申立書』に内容を記入し、それを証明する書類と一緒に申請書に添付してください。(注) ローン返済等の債務に関するものについては、考慮できません。 (注) 必要に応じて、学校長の意見書等を提出していただく場合があります。

- ※1** 市・県民税関係書類は、原則として令和4年分収入などが反映される『令和5年度分』のものとなります。
- ※2** 令和5年1月1日時点で青森市に住民登録をされていたかで、税関係手続き (令和5年度市・県民税の申告又は令和4年分確定申告) が完了し、青森市の『令和5年度市・県民税所得課税証明書』の発行対象となるかたは①、②、③、④の添付を省略できます。
(注) 税関係手続きがお済みでない場合は審査ができません。収入の有無に関わらず必ず申告してください。

《申請時の留意事項》 (必ずお読みください)

- 小学生と中学生がいる場合は、それぞれの学校へ申請書類の提出が必要です。
(注) 新1年生の方は入学後の申請となります。詳しくは入学予定の学校にお問い合わせください。
- 年度途中に市外へ転出する場合、就学援助を辞退する場合、生活保護開始となった場合には、支給している費目の一部 (学用品費の月割り分等) が返納となります。



青森市観光イメージキャラクター
ねふたん
©AOMORI/N・HCP

青森市立各小・中学校長 様 就学援助申請書類の申込書 令和 年 月 日
令和6年度の就学援助を希望しますので、必要書類をお渡しく下さい。

学年・組	児童・生徒氏名	保護者氏名
年 組		連絡先電話番号 (携帯電話可)
年 組		[] 自宅 ・ 職場
年 組		該当する方に○を付けてください ● 令和5年度就学援助費受給の有無 (有 ・ 無) ● 生活保護受給の有無 (有 ・ 無)